



茨城県報

第 2 0 0 5 号

平成20年 8 月21日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

障害者自立支援法に基づく指定施設支援の指定の辞退 (17件) (障害福祉課)	1
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	6
大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	8
定款変更の認可 (2件) (農村計画課)	8
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課)	8
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	9
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	9

(収 用 委 員 会)

収用の裁決手続の開始の決定.....	11
--------------------	----

公 告

平成20年度砂利採取業務主任者試験 (産業技術課)	15
平成21年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考 (職業能力開発課)	18
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	19
都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止 (都市計画課)	20
開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課)	20

(監 査 委 員)

住民監査請求に対する監査の公表.....	21
----------------------	----

告 示

茨城県告示第1106号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0821600178	もちの木作業所	水戸市田島町133	社会福祉法人 木犀会	知的通所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0810400127	青嵐荘つくし園	古河市尾崎323	社会福祉法人 芳香会	身体入所療護 身体通所療護	平成20年 3月31日

茨城県告示第1108号

身体障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0810400069	青嵐荘 路のとう舎	古河市尾崎5708	社会福祉法人 芳香会	知的入所更生 知的通所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0810500165	はーとふる・ピレッジ	石岡市三村字長峰 2595番地の1	社会福祉法人 陽山会	知的入所授産 知的通所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0810500157	大雅荘	石岡市三村字長峰 2595番地の2	社会福祉法人 陽山会	身体入所療護 身体通所療護	平成20年 3月31日

茨城県告示第1111号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0811600121	茨城県立リハビリテ- ションセンター	笠間市鯉淵6528 - 2	茨城県	身体入所更生 身体通所更生 身体入所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1112号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0812000123	ラ・フィーネ つくば根	つくば市小和田 476 - 1	社会福祉法人 つくば根学園	知的入所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1113号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0812700052	すみれ園	筑西市門井1677 - 21	社会福祉法人 恒徳会	身体入所療護 身体通所療護	平成20年 3月31日

茨城県告示第1114号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0811800135	しずかの創造苑	坂東市神田山2208	社会福祉法人 修倫福祉会	知的通所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1115号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0811800119	慈光青年寮	坂東市生子1617	社会福祉法人 慈光学園	知的入所更生 知的通所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1116号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0817100076	桃香園	桜川市大国玉2513 - 10	社会福祉法人 恒徳会	身体入所療護	平成20年 3月31日

茨城県告示第1117号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0817100084	真壁授産学園	桜川市真壁町亀熊 1464 - 11	社会福祉法人 筑紫会	知的入所授産 知的通所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1118号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0817100100	真壁厚生学園	桜川市真壁町亀熊 852	社会福祉法人 筑紫会	知的入所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1119号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0813100062	あいの家	東茨城郡茨城町小 幡北山2766 - 36	社会福祉法人 梅の里	知的入所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1120号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0813300035	幸の実園	那珂郡東海村石神 内宿1213	社会福祉法人愛信会	知的入所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年月日
0813300027	第二幸の実園	那珂郡東海村石神 内宿2382 - 1	社会福祉法人愛信会	知的入所更生	平成20年 3月31日

茨城県告示第1122号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条に規定する指定辞退の届出があったので、同法第51条第3号の規定により告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	辞 退 年 月 日
0813800067	若草園	稲敷郡阿見町阿見 字阿見原5445番地 5	社会福祉法人若草会	知的通所授産	平成20年 3月31日

茨城県告示第1123号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和情報サービス株式会社

代表取締役 福 島 長 男

(2) 住所

東京都台東区上野七丁目14番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ神栖A

神栖市居切1455 - 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717 - 1	柳 井 正
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 4 月 1 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,716㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 106台

イ 駐輪場の収容台数 46台

ウ 荷さばき施設の面積 68㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 9 m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成20年 7 月31日

茨城県告示第1124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和ハウス工業株式会社

代表取締役社長 村 上 健 治

(2) 住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばショッピングセンター

つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業区内 C - 50 街区

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 7 箇所

(変更後) 6 箇所

(3) 変更する年月日

平成20年10月 1 日

(4) 変更する理由

計画地に隣接する苅間交差点から出入口の距離を確保し円滑な入庫を行うため。

3 届出年月日

平成20年 7 月31日

茨城県告示第1125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ赤塚

水戸市河和田一丁目 1 番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年 7 月24日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大和リース株式会社

（変更前） 代表取締役社長 梶 本 六 夫

（変更後） 代表取締役 森 田 俊 作

(3) 届出年月日

平成20年 7 月 8 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示1126号

入沼土地改良区から平成20年 7 月17日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成20年 8 月 8 日認可した。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1127号

生子萱土地改良区から平成20年 7 月17日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成20年 8 月 8 日許可した。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示1128号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路 線 名 355号
 3 区 間 石岡市国府六丁目1196番 1 から
 石岡市国府六丁目1151番 1 まで
 石岡市国府六丁目574番 2 から
 石岡市国府六丁目608番 2 まで

茨城県告示第1129号

下妻市から平成20年 7 月16日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業（一般・かんがい排水）柳原地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成20年 8 月 4 日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議の申出をすることができる。

平成20年 8 月21日

茨城県筑西土地改良事務所長 友 部 謹 厳

- 1 縦覧に供する書類
 柳原地区土地改良事業（一般・かんがい排水）計画書の写し
 2 縦覧の期間
 平成20年 8 月22日から平成20年 9 月19日まで
 3 縦覧の場所
 茨城県筑西土地改良事務所

茨城県告示第1130号

行方市玉造甲429番地 1 に事務所を置く玉造町土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成20年 8 月21日

茨城県鉾田土地改良事務所長 小 室 清

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	沼 田 春 夫	行方市玉造甲4152番地
〃	栗 山 豊	〃 〃 1821番地
〃	藤 岡 久	〃 〃 4935番地
〃	荒 井 隆 嗣	〃 〃 297番地
〃	代々城 力 男	〃 〃 4506番地
〃	菊 地 武 男	〃 〃 4476番地 1
〃	並 木 正 光	〃 〃 299番地 2
〃	古 渡 保	〃 〃 1411番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	古 渡 武 文	行方市玉造甲1935番地
"	齊 藤 勝 美	" " 1916番地 1
"	川 島 義 之	" " 339番地
"	白 鳥 久 夫	" " 440番地
"	並 木 俊 一	" " 2586番地
"	渡 辺 秀	" " 3549番地
"	額 賀 曾衛門	" " 2185番地
"	磯 山 忠 秋	" 手賀162番地
"	田 澤 良 夫	" 玉造甲201番地
監 事	小 島 信 男	" " 696番地
"	堤 改 次	" " 4513番地
"	埴 喜久男	" " 349番地 6
"	塚 本 勤	" 手賀3175番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	沼 田 春 夫	行方市玉造甲4152番地
"	栗 山 豊	" " 1821番地
"	田 澤 良 夫	" " 201番地
"	沼 田 弘 徳	" " 4892番地
"	荒 井 隆 嗣	" " 297番地
"	甲 久 雄	" " 4528番地
"	伊 藤 光 男	" " 4481番地
"	並 木 正 光	" " 299番地 2
"	古 渡 保	" " 1411番地
"	小松崎 毅	" " 1932番地 1
"	齊 藤 勝 美	" " 1916番地 1
"	川 島 義 之	" " 339番地
"	白 鳥 久 夫	" " 440番地
"	齊 藤 隆 男	" " 2650番地 1
"	谷田川 甲	" " 3352番地
"	飯 島 博	" " 5387番地 2
"	磯 山 忠 秋	" 手賀162番地
監 事	中 田 明	" 玉造甲4277番地
"	武 井 三津雄	" " 4512番地
"	関 口 金 蔵	" " 350番地 2
"	額 賀 彰 一	" 手賀3095番地

~~~~~

## (収 用 委 員 会)

## 茨城県収用委員会告示第 5 号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成20年 8 月21日

茨城県収用委員会

会長 中 井 川 昇 一

## 1 起業者の名称

茨城県

## 2 事業の種類

県道笠間つくば線改築工事 (茨城県つくば市国松字馬場地内から同市国松字中道地内まで)

## 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

## (1) 土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在：茨城県つくば市国松字馬場

| 地番    | 地目 |    | 地積 (m <sup>2</sup> ) |        |
|-------|----|----|----------------------|--------|
|       | 公簿 | 現況 | 公簿                   | 実測     |
| 91番 1 | 田  | 原野 | 968                  | 968.00 |

## (2) 裁決手続の開始を決定する土地の面積及び範囲

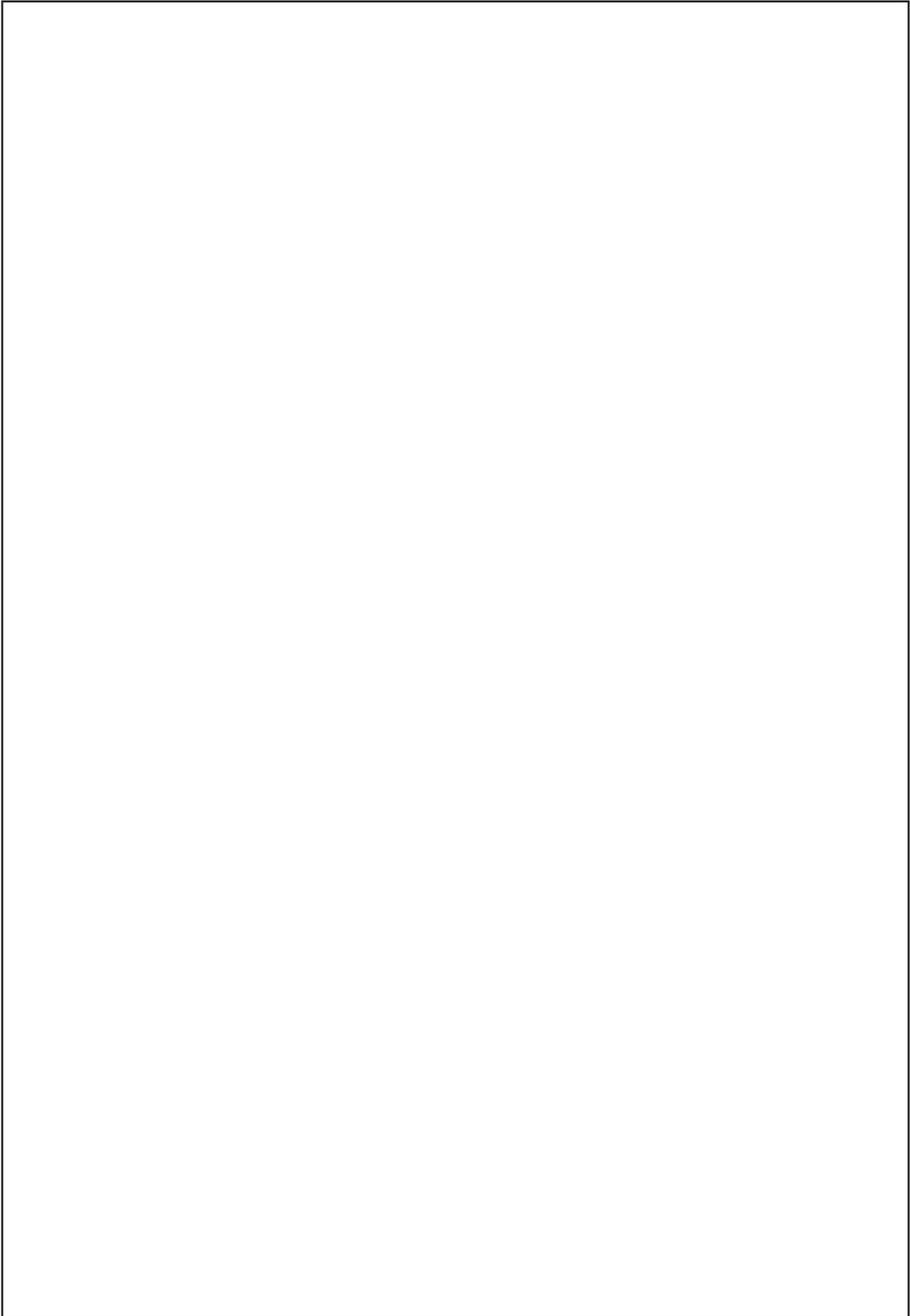
| 面積 (m <sup>2</sup> ) | 範囲                                                                                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 175.13               | 別添用地実測図中<br>1 P, 2 P, 3 P, 4 P, 5 P, 6 P, 18 P, 17 P, 15 P, 16 P 及<br>び 1 P の各点を順次直線で結んだ線で囲まれる部分 |

## 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏 名     | 住 所                 |
|---------|---------------------|
| 横 田 きくの | 茨城県土浦市烏山五丁目2137番地 2 |

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

なし



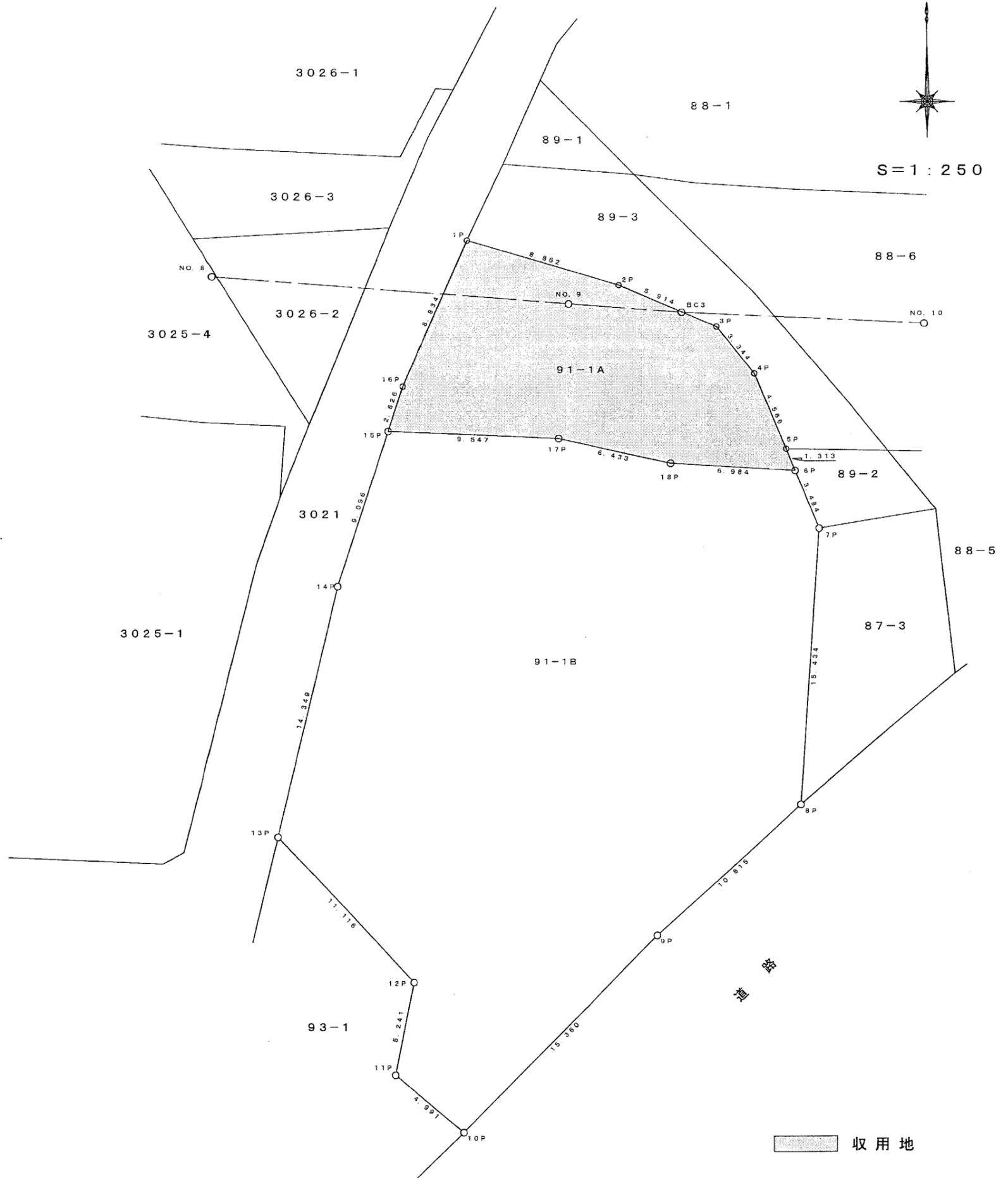
# 用地実測図

つくば市国松字馬場

直角座標法求積表

| 地番  | 91-1A     |           | 取用地         | 地目                 | 田              |
|-----|-----------|-----------|-------------|--------------------|----------------|
| 測点名 | Xn        | Yn        | Yn+1 - Yn-1 | Xn · (Yn+1 - Yn-1) |                |
| 1P  | 22769.922 | 22065.356 | 12.110      | 275743.755420      |                |
| 2P  | 22767.468 | 22073.871 | 13.962      | 317879.388216      |                |
| 3P  | 22765.165 | 22079.318 | 7.547       | 171808.700255      |                |
| 4P  | 22762.562 | 22081.418 | 3.898       | 88728.466676       |                |
| 5P  | 22758.365 | 22083.216 | 2.309       | 52549.064785       |                |
| 6P  | 22757.155 | 22083.727 | -6.460      | -147011.221300     |                |
| 18P | 22757.585 | 22076.756 | -13.256     | -301674.546760     |                |
| 17P | 22758.957 | 22070.471 | -15.823     | -360114.976611     |                |
| 15P | 22759.361 | 22060.933 | -8.710      | -198234.034310     |                |
| 16P | 22761.853 | 22061.761 | 4.423       | 100675.675819      |                |
|     |           |           | 合計          | 350.272190         |                |
|     |           |           | 合計面積        | 175.1360950        |                |
|     |           |           | 地積          | 175.13             | m <sup>2</sup> |

| 地番  | 91-1B 残地  |           |             |                    |                |
|-----|-----------|-----------|-------------|--------------------|----------------|
| 測点名 | Xn        | Yn        | Yn+1 - Yn-1 | Xn · (Yn+1 - Yn-1) |                |
| 15P | 22759.361 | 22060.933 | 12.404      | 282307.113844      |                |
| 17P | 22758.957 | 22070.471 | 15.823      | 360114.976611      |                |
| 18P | 22757.585 | 22076.756 | 13.256      | 301674.546760      |                |
| 6P  | 22757.155 | 22083.727 | 8.327       | 189498.829685      |                |
| 7P  | 22753.946 | 22085.083 | 0.312       | 7099.231152        |                |
| 8P  | 22738.547 | 22084.039 | -9.065      | -206124.928555     |                |
| 9P  | 22731.292 | 22076.018 | -18.831     | -428052.959652     |                |
| 10P | 22720.380 | 22065.208 | -14.651     | -332876.287380     |                |
| 11P | 22723.567 | 22061.367 | -2.791      | -63421.475497      |                |
| 12P | 22728.702 | 22062.417 | -6.603      | -150077.619306     |                |
| 13P | 22736.764 | 22054.764 | -4.350      | -98904.923400      |                |
| 14P | 22750.728 | 22058.067 | 6.169       | 140349.241032      |                |
|     |           |           | 合計          | 1585.745294        |                |
|     |           |           | 合計面積        | 792.8726470        |                |
|     |           |           | 地積          | 792.87             | m <sup>2</sup> |



## 公 告

### 平成20年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 試験日及び試験時間

平成20年11月14日（金） 午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

水戸市笠原町978 - 6

茨城県庁11階 1102・1103会議室

（都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。）

#### 3 試験科目

- (1) 法令 砂利の採取に関する関係法令
- (2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

受験願書

所定の様式（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9）を使用すること。

写真

写真（縦3.5cm、横2.5cm）は、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

また、後日郵送する受験票に、願書提出時と同じ写真を貼付し試験当日持参すること。

##### (2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円を納付すること。

#### 5 受験願書受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間 平成20年9月24日（水）から10月14日（火）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

#### 6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県商工労働部産業技術課のホームページからダウンロードするか、受験願書提出先又は茨城県商工労働部産業技術課に請求すること。

ただし、郵送を希望する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

#### 7 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所（日立商工労働センターを含む。）

なお、地方総合事務所の所在地等は次のとおり。

- (1) 〒310 - 0802 水戸市柵町 1 - 3 - 1  
茨城県県北地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 225 - 2491
- (2) 〒317 - 0073 日立市幸町 1 - 21 - 2 (日立商工会議所会館内)  
茨城県県北地方総合事務所 日立商工労働センター 電話 0294 - 21 - 6711
- (3) 〒311 - 1593 鉾田市鉾田1367 - 3  
茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課 電話 0291 - 33 - 6285
- (4) 〒300 - 0051 土浦市真鍋 5 - 17 - 26  
茨城県県南地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 822 - 7067
- (5) 〒308 - 8510 筑西市二木成615  
茨城県県西地方総合事務所 商工労政課 電話 0296 - 24 - 9140

#### 8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

なお、試験当日は、当該受験票に受験手続の際提出した写真と同じものを貼付し、必ず持参すること。

#### 9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、11月21日(金)午前9時00分に合格者の受験番号を願書提出先である各地方総合事務所商工労政課(日立商工労働センターを含む。)及び商工労働部産業技術課に掲示する。

合格発表日以降については、茨城県商工労働部産業技術課のホームページにて合格者の受験番号を掲載し、産業技術課においてのみ合否についての照会を受け付ける。

なお、合格証は産業技術課から合格者の住所地に郵送する。

#### 10 試験結果の開示について

受験者本人が合格発表後1ヶ月以内に受験票持参のうえ、産業技術課においてのみ法令・技術・合格点の各々の点数を口頭により開示する。

受付時間は、祝日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の間とする。

#### 11 問い合わせ先

茨城県商工労働部産業技術課 地場産業・鉱政担当

〒310 - 8555 水戸市笠原町978 - 6 電話 029 (301) 3584

様式第 9

茨 城 県 収 入 証 紙

(消印を押してはならない)

|             |  |
|-------------|--|
| × 整 理 番 号   |  |
| × 受 理 年 月 日 |  |
| × 試 験 の 結 果 |  |

受 験 願 書

平 成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

氏 名 ㊟

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により申請します。

|         |       |
|---------|-------|
| 現 住 所   | ( 〒 ) |
|         | ( )   |
| 氏 名     |       |
| 生 年 月 日 |       |

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

## 平成21年度茨城県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県立職業能力開発校訓練生（短期課程一般コース）の入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間

| 校 名                            | コ ー ス<br>区 分 | 一 般 コ ー ス |      |         |       |
|--------------------------------|--------------|-----------|------|---------|-------|
|                                |              | 訓 練 科 名   | 定 員  | 訓 練 期 間 | 訓練開始月 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 金 属 加 工 科 | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 茨 城 県 立 筑 西 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 溶 接 科     | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 茨 城 県 立 古 河 産 業<br>技 術 専 門 学 院 |              | 板 金 科     | 20 人 | 1 年     | 4 月   |
| 合 計                            |              |           | 60 人 |         |       |

(注) 推薦入学者選考試験における推薦入学者定員数については、上記定員の50パーセントを上限として、各産業技術専門学院長が各訓練科ごとに別に定める。

## 2 受付及び選考の場所

入学を希望する各産業技術専門学院

## 3 選考の方法

## (1) 推薦入学者選考試験

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 次の条件のすべてに該当する者であって、中学校長又は中等教育学校長が推薦する者<br>1 平成21年 3 月に学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者<br>2 学院を進路志望先の第 1 位と考えている者<br>3 希望訓練科の目的を理解し、入学意志が強く、将来技術者として活躍を希望する者<br>4 人物が優れ、当該学院に入学後、訓練等について、成果が期待できると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成20年11月25日（火）～平成20年12月 5 日（金）                                                                                                                                                                                               |
| 選 考 日     | 平成20年12月12日（金）                                                                                                                                                                                                               |
| 合 格 発 表 日 | 平成20年12月17日（水）                                                                                                                                                                                                               |
| 選 考 内 容   | 中学校長又は中等教育学校長から提出された推薦書及び調査書並びに面接の結果を総合的に判断して合否を決定する。                                                                                                                                                                        |
| 備 考       | 推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続をして一般入学者選考試験に応募することができる。                                                                                                                                                                             |

## (2) 一般入学者選考試験

| 項 目       | 内 容                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 学校教育法による中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（平成21年3月卒業見込み又は修了見込みの者を含む。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者 |
| 受 付 期 間   | 平成21年1月13日（火）～平成21年1月23日（金）                                                              |
| 選 考 日     | 平成21年1月30日（金）                                                                            |
| 合 格 発 表 日 | 平成21年2月6日（金）                                                                             |
| 選 考 内 容   | 1 筆記試験（国語，数学）<br>2 面接                                                                    |
| 備 考       | この選考において定員に満たない訓練科については，(3)のとおり追加選考を行う。                                                  |

## (3) 追加選考試験

| 項 目       | 内 容                                   |
|-----------|---------------------------------------|
| 応 募 資 格   | 一般入学者選考試験と同じ                          |
| 受 付 期 間   | 平成21年2月10日（火）～平成21年2月25日（水）           |
| 選 考 日     | 平成21年3月4日（水）                          |
| 合 格 発 表 日 | 平成21年3月11日（水）                         |
| 選 考 内 容   | 一般入学者選考試験と同じ                          |
| 備 考       | この選考において定員に満たない訓練科については，必要に応じ追加選考を行う。 |

~~~~~  
地籍調査の成果認証

高萩市，下館市，石岡市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	高萩市，下館市，石岡市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	高萩市大字上手綱，秋山の各一部 平成18年6月1日から 平成19年2月7日まで 下館市大字嘉家佐和の一部 平成15年5月16日から 平成16年3月5日まで 石岡市東光台二・四・五丁目，東大橋の各一部 平成18年5月9日から 平成19年2月28日まで
認 証 年 月 日	平成20年 8 月 8 日

~~~~~

## 都市計画の変更案の作成に係る公聴会の開催の中止

つくばみらい都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する旨を平成20年 8 月 7 日付け茨城県報第2001号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成20年 8 月15日までになかったため、公聴会の開催を中止する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成20年 8 月22日 (金)  
午後 2 時00分から
- 2 場 所 つくばみらい市加藤237番地  
つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 階第 3 会議室

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 8 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市後台字兎野3309番 4，同番 5，同番 6
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂市後台1282番地 1  
片 桐 裕 之

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂市菅谷字杉前568番 7，同番 9
- 2 事業主の住所及び氏名  
那珂市菅谷1941番地312  
富 田 努

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字前田字江下768番 5
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字前田1677番地126  
道 川 大 樹

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市中原字中原319番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
筑西市三郷360番地  
宗教法人 圓融寺  
代表役員 内 山 法 圓

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町中央二丁目4666番102

2 事業主の住所及び氏名

守谷市久保ヶ丘二丁目16番地 1

株式会社 アゲル

代表取締役 八十岡 豊

~~~~~  
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 4 項の規定に基づき，結城市新福寺 3 - 16 - 14 大矢尚武，土浦市東真鍋町 1 - 3 石川克子，土浦市霞ヶ岡町21 - 30 殿岡哲雄，土浦市中694 - 5 古沢喜幸，及び土浦市滝田 2 - 311 馬場啓介の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 8 月21日

茨城県監査委員 粕 田 良 一
同 武 藤 均
同 島 崎 英 男

第12回世界湖沼会議に関する住民監査請求の監査結果

【目次】

第 1 請求内容.....	22
1 請求書の受理.....	22
2 請求内容.....	22
3 要件審査.....	24
第 2 監査及び関係人調査の実施.....	24
1 監査委員.....	24
2 監査の実施.....	24
3 関係人調査の実施.....	25
第 3 監査によって確認した事実及び聴取した意見.....	25
1 監査によって確認した事実.....	25
2 請求人の主張に対する環境対策課の意見.....	33
3 請求人の主張に対する議会事務局の意見.....	36
4 J T B への関係人調査によって確認した事実と J T B の意見.....	36
第 4 判断.....	37
1 世界湖沼会議参加事業に係る支出の妥当性について.....	37
(1) 旅行日程について.....	37
(2) 委託契約について.....	37
(3) 旅費について.....	40
(4) 補助金について.....	41
2 政務調査費について.....	41
3 結論.....	41

第 1 請求内容

1 請求書の受理

(1) 請求書の受付

平成20年 6 月13日

(2) 請求人

市民オンブズマンいばらき

代表幹事 大 矢 尚 武

事務局長 石 川 克 子

会 員 殿 岡 哲 雄

会 員 古 沢 喜 幸

会 員 馬 場 啓 介

(3) 証拠の提出及び陳述の実施

地方自治法第242条第 6 項の規定に基づき、平成20年 6 月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この陳述により、主張する内容の補足説明があった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 請求内容

請求人から提出された請求書、事実証明書、補足説明書及び陳述から、主張内容及び求める措置の内容を次のとおり整理した。

(1) 主張内容

平成19年10月26日から11月 2 日の 8 日間にわたり、橋本知事以下26名の茨城県民団が参加した第12回世界湖沼会議の参加経費に関し、下記の(株) J T B 関東法人営業水戸支店 (以下「 J T B 」という。) の水増し請求と不当な県費の支出がある。

ア 旅行日程について

(ア) 旅行日程の短縮について

旅行日程は 8 日間だが、10月27日に成田を出発し、10月31日にデリーを出発すると 2 日間短縮できる。

(イ) 現地視察について

10月27日と11月 1 日は完全な史跡めぐりの観光旅行である。

イ 委託契約について

(ア) 結団式について

成田空港での結団式は、待合室を二室 2 時間使用したと説明されたが、一室がキャンセルされ、時間も 90 分に短縮されている。また、 J T B 職員の交通費 60,000 円と企画費 25,100 円は J T B が負担すべきである。

(イ) 車両借り上げ代について

大型バス 1 台を 7 日間、乗用車を 28 日と 30 日は 2 台、29 日は 3 台、さらに小型バス 1 台を 26 日及び 28 から 30 日に借り上げているが、このように多くの車両を借り上げる必要性はない。

(ウ) 通訳費用及び追加通訳費用について

通訳の 1 日 8 時間 236,000 円は、民間で頼んでいる同時通訳が 5 万円という例もあり、高額である。また、追加通訳はまともに湖沼会議に参加しておらず、通訳を委託する必要性がない。

(エ) ガイド費用及び追加ガイド費用について

ガイド費用の 1 日 140,000 円は高額で論外である。また、追加ガイドを委託していない。

(オ) 添乗員について

参加者26人に対し、添乗員 3 人は多すぎる。

カ) 会議室借り上げについて

「いばらき霞ヶ浦賞」の賞金受け渡しや打ち合わせのために10月28日から30日まで借り上げたホテル内の会議室は、賞金受け渡しが、主催者である(財)国際湖沼環境委員会の国際会議場内事務室で行われていることから、使用実態がなく虚偽である。

キ) 携帯電話の借り上げについて

携帯電話 6 台を、1 台 7 万円で借りているが、高額である。

ク) 議会事務局の視察費用について

議長と議会事務局の視察費用は、他の人より6,800円多い。

ケ) 旅のしおり代について

旅のしおり代は、本来 J T B の負担とすべきである。

コ) ファックスについて

1 日 2 万円のファックス料金 (4 日分 8 万円) は高額である。

カ) 会議登録について

会議登録料は、8 月31日までに会議登録すれば 1 人400ドルであり、少なくとも20名前後は400ドルで登録できたはずである。また、追加の会議登録費が通訳 2 名、添乗員 2 名とされているが、通訳は 1 名で添乗員は 3 名のはずであり、通訳と添乗員の人数内訳が違うことから、虚偽文書作成が疑われる。

シ) 環境対策課に係る委託事業の実績報告書について

委託事業の実績報告書で、予算と決算が同額というのは通常ありえない。

ウ 旅費について

(ア) 旅費規程について

知事ほか、県関係者に係る旅費について、旅費規程を超える分の支給は認められない。

(イ) 宿泊代について

ホテルのシングル34,500円、ツイン17,333円は高額である。近畿日本ツーリストの方が J T B より見積が安いのに、なぜ J T B と契約したのか。また、知事と議長は12万円の高額なスイートルームを使用したがるが、必要性はない。

(ウ) 昼食代等について

参加者の昼食代3,500円は高額である。また、昼食と夕食は、市民協会は 4 回、他は 5 回であり整合性がない。

(エ) 日当について

県関係者の10月27日と11月 1 日の観光旅行に係る日当の支給は認められない。

エ 補助金について

一人当たり17万円の補助金を霞ヶ浦市民協会 7 名と県議会議員 3 名の計10名に交付した。しかし、3 名の県議会議員が提出した実績報告書は、内容に不備があるにもかかわらず返還の手続きが取られていない。

オ 政務調査費について

政務調査費は補助金であり、県議会議員の渡航費用のうち、過大な飛行機代や宿泊費は返還の対象とされるべきであり調査されたい。

(2) 求める措置の内容

世界湖沼会議参加に係る経費のうち、上記(1)により水増し・架空請求された6,107,666円を、橋本知事以下20名の参加者及び J T B に対して、返還ないし賠償請求することを求める。

3 要件審査

平成20年 6 月24日、監査委員会議を開催し、今回の住民監査請求が地方自治法第242条に規定する違法・不当な財務会計上の行為についてであるか、期限内に請求されているかなどの法定要件の審査を行った。

審査の結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

第 2 監査及び関係人調査の実施

1 監査委員

監査は、粕田良一監査委員、武藤均監査委員及び島崎英男監査委員の 3 名が行い、政務調査費に関する監査請求の部分のみ、地方自治法第199条の 2 の規定に基づき粕田良一監査委員及び武藤均監査委員を除外して島崎英男監査委員が行った。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求内容から監査対象事項を、次のとおり整理した。

世界湖沼会議参加事業に係る支出の妥当性について

- ア 旅行日程の妥当性の検証
- イ 委託契約の妥当性の検証
- ウ 旅費の支出の妥当性の検証
- エ 補助金の妥当性の検証

政務調査費について

によって違法・不当な事実が認められた場合は監査する。

(2) 事務局職員による予備監査

監査委員事務局職員 2 人が、平成20年 7 月 3 日、及び10日に環境対策課を対象に、7 月 4 日に議会事務局を対象に監査を実施した。

(環境対策課)

< 応対者 >

室長補佐 (総括), 業務担当係長

< 監査方法 >

- ア 契約の妥当性に関して、業者選定方法、積算基礎と根拠、契約内容、契約方法、支出手続き、実績額の確定方法及び確定手続きについて説明を受け、その結果を分析整理した。
- イ 旅費の支出の妥当性に関して、積算と根拠、支出根拠と支出手続き、支出方法と精算方法について説明を受け、その結果を分析整理した。
- ウ 補助金の妥当性に関して、交付の目的と根拠、積算根拠、交付者の選定及び交付決定方法、支出手続き、実績額の確定方法及び確定手続きについて説明を受け、その結果を分析整理した。

(議会事務局)

< 応対者 >

課長補佐 (総括), 総務課課長補佐, 総務課係長

< 監査方法 >

- ア 契約の妥当性に関して、業者選定方法、積算基礎と根拠、契約内容、契約方法、支出手続き、実績額の確定方法及び確定手続きについて説明を受け、その結果を分析整理した。
- イ 旅費の支出の妥当性に関して、積算と根拠、支出根拠と支出手続き、支出方法と精算方法について説明を受

け、その結果を分析整理した。

(3) 監査委員による監査

平成20年 7 月22日、監査委員が生活環境部環境対策課及び議会事務局を対象に合同で監査を実施した。

< 出席者 >

ア 環境対策課

課長、室長、課長補佐 (総括)、室長補佐 (総括)、業務担当係長

イ 議会事務局

次長、総務課課長補佐 (総括)、総務課課長補佐、総務課係長

< 監査方法 >

ア 監査調書に基づき、第12回世界湖沼会議茨城県民参加団の概要、委託契約の契約手続き・契約の詳細・契約の履行確認・支出手続き、旅費の積算内容・支出内容・支出額の妥当性、精算手続き、補助金の決定手続き・履行確認の手続き・精算確定手続きについて説明を求めた。

イ 事業の詳細な内容、契約方法の妥当性、予定価格の積算方法及び積算金額の妥当性、補助対象者の選定方法、補助金の交付額の決定方法などについて質した。

3 関係人調査の実施

(1) 事務局職員による関係人調査

平成20年 7 月 9 日及び14日に監査委員事務局次長及び職員 2 名が J T B において関係人調査を実施した。

< 応対者 >

支店長、副支店長、チームディレクター

< 調査内容 >

世界湖沼会議に係る委託事業について、積算内容、事業実施状況、精算方法等について聞き取り調査を実施した。

(2) 監査委員による関係人からの徴取

平成20年 7 月22日に監査委員が J T B から関係人聴取を実施した。

< 出席者 >

副支店長、チームディレクター

< 調査内容 >

世界湖沼会議に係る委託事業について、契約方法、契約の法的性格、委託事業の手配、精算方法、事業の収支等について聞き取りを実施した。

第 3 監査によって確認した事実及び聴取した意見

1 監査によって確認した事実

(1) 第12回世界湖沼会議参加の概要

ア 世界湖沼会議への県民参加団の参加概要は次のとおりである。

開催場所：インド共和国ジャイプル市 ビルラ科学技術センター

開催期間：平成19年10月28日 (日) ~ 11 月 2 日 (金)

主 催 者：インド共和国環境森林省、(財)国際湖沼環境委員会 (I L E C)

テ ー マ：「湖沼と湿地の将来にわたる保全」

参 加 者：59カ国 約800人

県 民 団：知事、県議会議員、県自然環境審議会会長、県議会議員、霞ヶ浦流域市町首長等、県民参加者、
県職員 (事務局等) 等 計26名

イ 茨城県民参加団のスケジュールは次表のとおりである

1	10月26日 (金)	13:10 結団式 (成田空港第2ターミナル) 14:40 成田発 (JAL471便) (デリー泊: タージパレス)
2	27日 (土)	移動日 (視察) レッドフォート, タージマハール (アグラ泊: ムガールシェラトン)
3	28日 (日)	世界湖沼会議参加準備 (開会式打ち合わせ, 参加受付手続き) 世界湖沼会議出席 会議主催者主催の歓迎レセプション出席 (ジャイプル泊: ラジャブタナパレスシェラトン)
4	29日 (月)	世界湖沼会議出席 いばらき霞ヶ浦賞授賞式 分科会参加等 (ジャイプル泊: ラジャブタナパレスシェラトン)
5	30日 (火)	世界湖沼会議出席 分科会参加等 (ジャイプル泊: ラジャブタナパレスシェラトン)
6	31日 (水)	ジャイプル発 15:00 在インド日本大使館訪問 (デリー泊: インターコンチネンタル)
7	11月1日 (木)	地視察 国立博物館など 19:50 デリー発 (JAL472便) (機内泊)
8	2日 (金)	6:45 成田着

デリー市: インド共和国の首都。人口1,279万人。

ジャイプル市: インド共和国ラジャスタン州の州都。

デリーの南西260kmに位置し, 人口232万人。

(2) 第12回世界湖沼会議茨城県民参加団運営等業務委託 (環境対策課)

ア 委託契約の内容

委託契約の内容は, 次のとおりである。

(ア) 事業内容 (第1条)

事業内容は, 「第12回世界湖沼会議への茨城県民参加団運営等業務の実施」としてあり, 特記事項として, 経験豊富な添乗員2名以上の派遣と経験豊富な通訳の手配を定めている。なお, 具体的内容は, 見積り用仕様書に示した事項である。

(イ) 契約期間変更の場合の取扱 (第2条)

履行期限のみ変更することができる。

(ウ) 委託料 (第3条)

4,215,800円を超えない範囲で支払う。

(エ) 実績報告等 (第6条)

事業終了後30日以内に実績報告書, 収支報告書, 概算払精算書を提出する。また, 契約内容の適否を調査し, 額を確定し, 差額が生じれば返還する。

イ 委託契約の手続き

委託契約の手続きは次のとおりである。

平成19年 5 月17日	旅行者選定のための見積依頼 近畿日本ツーリスト, J T B, 日本旅行の 3 者より見積を徴取
平成19年 6 月14日	旅行者の決定 (見積で最低価格を提示した J T B に決定)
平成19年10月12日	・ J T B と随意契約で委託契約することを決定 ・ 委託契約の予定価格は4,365,900円
平成19年10月19日	・ 結団式に係る内容変更を指示 ・ J T B から見積を徴取 (J T B は4,215,800円を提示) ・ J T B と委託契約締結 (4,215,800円で契約)
平成19年11月30日	実績報告書の提出 添付書類は, 旅行日程及び収支決算書
平成19年12月 3 日	・ 検査の実施 ・ 額の確定 (4,215,800円で確定)
平成19年12月20日	請求書の提出
平成20年 1 月 9 日	契約金額の支払

ウ 委託費の積算

(ア) 積算額の算定及び予定価格の決定

積算額の算定は, 県民参加団旅行業務に係る旅行者選定 (6 月14日) のための 3 者見積時の J T B の見積額と J T B への聞き取り額を参考として行っている。また, 金額が高いと思われる項目については, インターネット等で調査検討して算定している。

この積算額をもとに, 予定価格を4,365,900円と決定した。

積算額の内訳は次のとおりである。

項 目	単 価	数 量	積算額	備考
車両借り上げ 到着空港 ホテル	22,000円	× 1 台	22,000円	J T B
車両借り上げ ジャイプル 3 日間	45,000円	× 1 台	45,000円	
車両借り上げ ジャイプル 3 日間	45,000円	× 1 台	45,000円	
事務局先遣車 2 日間ガイド込み	250,000円	× 1 台	250,000円	
大型バス借り上げ 6 日間	60,000円	× 1 台	60,000円	
通訳 2 日間	500,000円	× 1 人	500,000円	ネット等
添乗員 (2 人)	160,000円	× 2 人	320,000円	J T B
ガイド (2 人) ジャイプル 3 日間	480,000円	× 2 人	960,000円	ネット等
会議室料 3 日間	145,000円	× 3 日	435,000円	J T B
会議登録料	54,000円	× 8 人	432,000円	会議
携帯電話代	70,000円	× 4 台	280,000円	J T B
渡航諸経費 ビザ手数料等	6,800円	× 8 人	54,400円	
結団式経費	251,000円	× 一式	251,000円	過去の実績
視察等費用	17,800円	× 8 人	142,400円	J T B
現地諸経費	570,000円	× 一式	570,000円	事業費の15%
合計			4,366,800円	

なお, 通訳とガイドについては次のように積算している。

(通訳)

特定テーマの国際会議であり, 専門用語にも精通している必要があるため, 特に経験豊富で優秀な通訳を想定して, 大手通訳専門業者の料金表を参考に次のように算出している。

クラスS (湖沼水質, 環境分野で手配) の通訳料	120,000円 × 2 日 = 240,000円
拘束補償費 (デリーから出張のため, 通訳料の50%)	60,000円 × 2 日 = 120,000円
日当	12,000円 × 2 日 = 24,000円
<hr/>	
小計 × 1.125 (インド消費税)	432,000円
宿泊実費 (原則として旅行者と同じホテル)	34,500円 × 2 日 = 69,000円
交通費	5,000円
<hr/>	
計	506,000円
	500,000円

(ガイド)

事務局と運転手等の現地の人との通訳業務や調整業務がこなせる能力を想定して、大手通訳専門業者の料金表を参考に次のように算出している。

クラスB (4 ランクの下から 2 番目) の通訳料	80,000円 × 3 日 = 240,000円
拘束補償費 (デリーから出張のため, 通訳料の50%)	40,000円 × 3 日 = 120,000円
日当	12,000円 × 3 日 = 36,000円
<hr/>	
小計 × 1.125 (インド消費税)	445,500円
宿泊実費 (旅行者よりグレードが低いホテル)	10,000円 × 3 日 = 30,000円
交通費	5,000円
<hr/>	
計	480,500円
	480,000円

(イ) 積算額と契約見積額等

積算額と契約見積額, 実績明細額は次のとおりである。

項 目	積算額	契約見積額	実績明細額
車両借り上げ 到着空港 ホテル	22,000円	22,000円	21,000円
車両借り上げ ジャイブル 3 日間	45,000円	45,000円	45,000円
車両借り上げ ジャイブル 3 日間	45,000円	45,000円	45,000円
車両借り上げ ジャイブル 1 日間			21,000円
事務局先遣車 2 日間ガイド込み	250,000円	250,000円	230,000円
大型バス借り上げ 6 日間	60,000円	60,000円	60,000円
通訳 2 日間	500,000円	500,000円	504,000円
添乗員 (2 人)	320,000円	320,000円	320,000円
ガイド (2 人) ジャイブル 3 日間	960,000円	824,000円	820,000円
会議室料 3 日間	435,000円	420,000円	420,000円
会議登録料	432,000円	432,000円	432,000円
携帯電話代	280,000円	280,000円	280,000円
渡航諸経費 ビザ手数料等	54,400円	54,400円	54,400円
結団式経費	251,000円	251,000円	251,000円
視察等費用	142,400円	142,400円	142,400円
現地諸経費	570,000円	570,000円	570,000円
合計	4,366,800円	4,215,800円	4,215,800円

エ 契約額と実績報告額

契約額と実績報告額は次のとおりである。

項 目	契約額	実績報告額
バス等の借上げ料 現地利用バス等		422,000円
通訳・ガイド代 通訳 1 名 ガイド 2 名		1,324,000円
添乗経費 添乗員 2 名		320,000円
会議参加料 会議室料 会議登録料		852,000円
その他諸経費 現地諸経費 渡航諸経費 視察費用等		1,297,800円
合計	明細はなく一括で 4,215,800円	4,215,800円

オ 車両、通訳、ガイド、添乗員等の従事実績

車両、通訳、ガイド、添乗員等の従事実績は次表のとおりである。

10月26日～11月1日

		26日	27日	28日	29日	30日	31	1日	備考
(参考) 会議日程		到着		歓迎	会議	会議		出発	
車両	小型バス	1台							知事等
	大型バス (無 料ガイド付)	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	26日は県 負担無し
	小型バス			1台	1台	1台			議長等
	乗用車 (ガイド付き)		1台						事務局 会場直行
	乗用車			2台	3台 うち2 台延長	3台 うち1 台延長			事務局 時間延長 車 3台
通訳	デリーから A				1人 延長	1人			時間延長
	臨時(バスの ガイド) B				1日	半日			
ガイド：デリーから C				2人	2人 延長	2人			時間延長
添乗員	有料添乗員 D	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
	無料添乗員 E	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
(参考) 国際会議に参 加した通訳、添乗員 A, B, D 2人					4人	4人			
ホテル会議室				1室	1室	1室			3日間
携帯電話		6台	6台	6台	6台	6台	6台	6台	議会契約 分を含む
F A X 設置				1台	1台	1台	1台		4日間

(3) 第12回世界湖沼会議参加に係る旅行業務委託 (議会事務局)

ア 委託契約の内容

委託契約の内容は、次のとおりである。

(ア) 事業内容 (第 1 条)

事業内容は、「第12回世界湖沼会議への県議会議長及び議会事務局職員の参加に係る旅行業務の実施」としてあり、特記事項として、経験豊富な添乗員の 1 名派遣と経験豊富な現地通訳等の手配を定めている。

(イ) 委託料 (第 3 条)

420,200円を支払う。

(ウ) 実績報告等 (第 5 条)

事業終了後30日以内に実績報告書を提出する。また、契約内容に適合するかを検査する。

イ 委託契約の手続き

委託契約の手続きは次のとおりである。

平成19年10月12日	・ J T B に随意契約で委託契約することを決定し、見積依頼 ・ 委託契約の予定価格の設定 (438,000円)
平成19年10月17日	J T B から見積を徴取 (J T B は420,200円を提示)
平成19年10月19日	J T B と委託契約締結 (420,200円で契約)
平成19年11月 5日	・ 実績報告書の提出 (添付書類は、旅行日程) ・ 検査の実施 (契約に適合しているかを検査し合格) ・ 額の確定 (420,200円で確定)
平成20年 1 月22日	請求書の提出
平成20年 2 月 1 日	契約金額の支払

ウ 委託費の積算額

(ア) 積算額の算定及び予定価格の決定

積算額は、環境対策課の積算額を参考に算定し、同額を予定価格としている。

積算額の内訳は次のとおりである。

項 目	単 価	数 量	積算額
バス等借上げ費用			50,000円
添乗員費用			80,000円
視察費用 2 名	30,000円	× 2 名	60,000円
携帯電話費用 2 台	70,000円	× 2 台	140,000円
会議登録費用 2 名	54,000円	× 2 名	108,000円
合計			438,000円

(イ) 積算額と契約見積額

積算額と契約見積額は次のとおりである。

項 目	積算額	契約見積額
バス等借上げ費用	50,000円	43,000円
添乗員費用	80,000円	80,000円
視察費用 2 名	60,000円	49,200円
携帯電話費用 2 台	140,000円	140,000円
会議登録費用 2 名	108,000円	108,000円
合計	438,000円	420,200円

(4) 旅費 (環境対策課)

ア 支払手続き

支払手続きは次のとおりである。

平成19年10月17日	J T B から個人ごとの見積書を徴取
平成19年10月19日	旅費の調整について人事課協議 調整後の支給額4,079,458円
平成19年10月25日	J T B に総額3,925,326円を支払
平成19年11月 7 日	個人毎に概算払精算書の提出 個々の領収書を添付して、支給額4,079,458円を精算

イ 旅費の積算

旅費の積算は次のとおりである。

役職	航空運賃	宿泊料金	日当及び 国内旅費	その他費用	合計
知事	475,900円	463,500円	22,800円	66,840円	1,029,040円
政策監	386,200円	207,000円	15,196円	77,870円	686,266円
室長	71,000円	121,165円	15,196円	77,870円	285,231円
室長補佐	71,000円	207,000円	15,196円	88,870円	382,066円
係長	71,000円	121,165円	15,196円	88,870円	296,231円
技師	71,000円	103,998円	15,196円	77,870円	268,064円
技師	71,000円	103,998円	15,196円	77,870円	268,064円
会長	565,500円	207,000円	18,156円	73,840円	864,496円
合計	1,782,600円	1,534,826円	132,132円	629,900円	4,079,458円

合計4,079,458円のうち、航空運賃、宿泊料金など3,925,326円はJ T B へ支払われた。

(注) 旅費の調整

必要となる旅費の額が、条例の規定による額を上回っているため、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第13条、職員の旅費に関する条例第40条第2項の規定に基づき、人事課に協議し旅費の調整手続きをしている。

決裁日：平成19年10月19日

【根拠】

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第13条

知事等、議会の議員及び非常勤特別職の職員の旅費及び費用弁償の旅程の計算、支給手続き、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。

職員の旅費に関する条例第40条第2項

任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合にはその必要とする旅費を支給することができる。

(5) 旅費 (議会事務局)

ア 支払手続き

支払手続きは次のとおりである。

平成19年10月17日	(株)J T B から個人ごとの見積書を徴取
平成19年10月19日	旅費の調整について議会事務局内協議 調整後の支給額1,815,936円
平成19年10月25日	J T B に総額1,777,940円を支払
平成19年11月 6日	個人毎に概算払精算書の提出 個々の領収書を添付して、同額で精算

イ 旅費の積算

旅費の積算は次のとおりである。

役職	航空運賃	宿泊料金	日当及び 国内旅費	その他費用	合計
議長	565,500円	463,500円	22,800円	77,870円	1,129,670円
総括補佐	386,200円	207,000円	15,196円	77,870円	686,266円
合計	951,700円	670,500円	37,996円	155,740円	1,815,936円

合計1,815,936円のうち、航空運賃、宿泊料金など1,777,940円は J T B へ支払われた。

(注) 旅費の調整

必要となる旅費の額が、条例の規定による額を上回っているため、茨城県議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 6 条、議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令第14条の規定に基づき、議会事務局内で人事課協議に準じて協議をし、旅費の調整手続きをしている。

決裁日：平成19年10月19日

【根拠】

茨城県議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第 6 条

議会の議員の費用弁償の路程の計算、支給手続き、調整その他の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給の例による。

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令第14条

職員が第 1 条から前条までに規定する旅行に類する旅行をする場合において、旅費を調整する必要があるときは、その都度定める。

(6) 第12回世界湖沼会議県民参加支援事業補助金

ア 補助金の内容

補助金の内容は、次のとおりである。

(ア) 趣旨 (第 1 条)

第12回世界湖沼会議に県民が参加し、水質浄化の活動内容や研究成果を発表する場合において、会議の参加に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(イ) 補助金の額 (第 4 条)

補助対象経費は、航空運賃及び宿泊費及びこれらに付随する経費で、補助対象事業費額又は20万円のいずれか少ない額を上限として知事が決定する。

(ウ) 実績報告

事業完了後30日以内に実績報告書を提出する。

イ 交付手続き

交付手続きは次のとおりである。

平成19年 5 月11日	交付要項の制定
平成19年 9 月28日 ～ 10 月 4 日	交付申請の提出 10人から交付申請が提出
平成19年10月11日	交付決定 (10人に対し、各々170,000円)
平成19年10月11日	概算払の申請 (全員が各々交付決定額を申請)
平成19年10月25日	概算払 (総額1,700,000円を支払)
平成19年11月14日 ～ 11 月19 日	実績報告書の提出 (全員から実績報告書の提出)
平成19年11月30日	履行確認 (検査) の実施 (10人全て合格)

ウ 実績報告

- (ア) 補助金確定に際し、要項で定められている実績報告書を期限内に提出している。
- (イ) 実績報告書には、記載が必要な箇所は全て記入されている。
- (ウ) 実績報告書の他に、ＪＴＢから各個人への請求書のコピーも提出させており、現地での旅行実態の確認及び、実績報告書の決算額とＪＴＢ発行の領収書の額が同額であることを確認し、額の確定 (1人17万円) をしている。

2 請求人の主張に対する環境対策課の意見

(1) 旅行日程について

ア 旅行日程の短縮について

旅行日程については、経済性、利便性を考慮して直行便利用としたが、28日からの会議に間に合うためには、27日にデリーへの直行便はないため、26日の出発となった。

また、31日には日本大使館訪問が15時から予定されており、31日の帰国便利用は困難であったため、翌日の11月1日となったものである。

イ 現地視察について

現地視察については、ジャイプルに向けての移動日と帰国便出発までの時間を有効活用し、現地視察を行ったものである。

10月27日は、世界文化遺産の維持管理状況等の調査のためタージマハールを視察し、11月1日はインドの経済・文化状況把握のため、デリー市内の国立博物館等を視察した。

(2) 委託契約について

ア 結団式について

結団式については、当初予定では二室2時間で、ＪＴＢ職員配置4名、添乗員3名で251,000円としていた。その後、結団式出席人数がほぼ確定したことなどを踏まえて、10月19日にＪＴＢに次の指示をしている。

飲み物、軽食を用意する

V I P ルームを手配する

誘導等を担当する職員を配置する

待合室は一室90分とする

新たに、飲み物、軽食、V I P ルーム手配、職員の配置増 (2名) に対応することとしたために、賃借料を削ぐり、待合室を二室2時間から一室90分とし、当初の委託費の範囲で行うこととしたものである。

請求人に対して、誤って変更前の資料を渡して説明してしまい、誤解を招いてしまった。

結団式は、一式として251,000円で委託しており、結団式は滞りなく実施されていることから、問題ないものと考えている。

イ 車両借り上げについて

専用バス以外の車両借り上げは次のとおりである。

27日の乗用車 1 台は、デリーからジャイプルへ先着し、会議参加の準備をする職員が使用したものである。

28日は、バス 1 台と乗用車 2 台の借り上げをした。

バス 1 台は、県民参加団や霞ヶ浦環境科学センター研究員の研究発表（準備も含めて）の時間が流動的であるため、研究発表をしない県議、市長などと、同一行動をとることが困難なため、別車両を用意する必要があり、28日から30日までの3日間借り上げたものである。

乗用車 2 台については、湖沼会議参加準備や歓迎レセプションへの対応等のため事務局職員 5 名が使用している。

29日は、バス 1 台と乗用車 3 台を借り上げたものである。

バスは前日と同様の理由である。乗用車 2 台は会議での発表準備等のため職員 4 人が7時から使用し、15時以降も延長して使用した。あと 1 台の乗用車は、知事がラジャスタン州知事を訪問するため、夜間使用したものである。

30日は、バス 1 台と乗用車 2 台を借り上げたものである。

バスは前日と同様の理由である。乗用車 2 台は、記者発表資料の修正等のため事務局職員 2 名が使用し、ホテル・会議場・市内を数往復している。うち 1 台は、16時以降19時ころまで延長して使用したものである。

ウ 通訳費用及び追加通訳費用について

通訳費用については、国際会議でもあり、専門用語が使われるので、特に経験豊富で優秀な通訳をつけたものである。

大手通訳専門業者のサイマルインターナショナルの通訳料金表を見ると、最高レベルのクラス S の人で 1 日 120,000 円であるが、本件の場合デリーからの出張であり、50%の拘束補償費の加算やデリーからの往復の交通費や宿泊のホテル代が必要とされる。これらを考慮すると236,000円は高額とは言えない。

追加の通訳は、会議出席や「いばらき霞ヶ浦賞」授賞式のため通訳が 2 人必要となったので依頼した。旅行業者サービスのガイドが高度の通訳能力を有しており、29日及び30日半日に通訳業務に従事したものである。

エ ガイド費用及び追加ガイド費用について

ガイドは、事務局職員が乗用車を借り上げて行動する場合、運転手は日本語ができないため、運転手への指示や各種の交渉等のためにも、日本語ができるガイドが必要であり、通訳としての能力も求められる。

前述のサイマルインターナショナルの資料を参考にすれば、クラス B（4 クラスの下から 2 番目）の通訳で 1 日 80,000 円であり、デリーからの出張の場合 50%の加算、往復の交通費やホテル代の負担を考慮すると、通訳を兼ねるガイドの 14 万円は高額とは言えない。

追加ガイド費用は、10月29日に借り上げた乗用車 2 台を延長使用しており、延長分のガイド費用である。

なお、専用バスのガイド 1 人分は、バス借り上げ代に含まれている。

オ 添乗員について

添乗員については、県民参加団、知事、県議会議員など多様な人が参加しており、別行動となることが多く、3 人は必要な人数である。しかも、3 人のうち 1 人の人件費は J T B の負担となっている。

カ 会議室借り上げについて

会議室の借り上げは、県民団の研究発表に伴うミーティングや霞ヶ浦賞の賞金授与のため、ホテルの会議室を借り上げたものである。しかし、賞金の授与は、大統領の出席に伴い会議場の警備が厳重であり、ホテルより安全と判断したため、会議場の中の I L E C（財）国際湖沼環境委員会）の事務室を借用して10月29日に行っている。

キ 携帯電話の借り上げについて

携帯電話については、通話無制限でレンタルしたものである。日本との連絡や事務局員間の連絡調整のため、実際に1日40分以上は使用している。この場合、通話料を支払うとした場合、請求人が主張するテレコム・スクエアの料金（発信5円/秒、着信4.1円/秒）で計算しても7万円程度になり、1台7万円は高いとは言えない。

ク 旅のしおり代について

旅のしおりも委託業務の一部であり、旅行会社の負担とすべき特別な理由はない。

ケ ファックスについて

ファックスについては、日本から知事への緊急連絡や業務報告等のファックスを、適時適切に入手できるように事務局職員の部屋に設置したものである。ホテルのファックスでは、日本からのファックスが速やかに確実に入手できる保証がないため、必要なものであった。

コ 会議登録について

会議登録については、8月31日までに会議登録すれば一人400ドルだが、会議出席者を変更する場合、再度登録料を支払う必要があり、登録料が無駄になってしまう。参加者が流動的であったため、参加者が確定してから登録したものであり、8月末までに登録することが困難であった。

また、大統領出席で会議場の警備が厳重になり、登録のない添乗員や通訳が入場できなくなったため、追加登録をしたものである。添乗員3名のうちの2名と、通訳1名及び前述の通訳業務に従事したガイド1名を合わせて通訳2名としているものである。

サ 委託事業の実績報告について

実績報告については、受託者のJTBが、契約額を超える報告はできないとして計上した金額である。

(3) 旅費について

ア 旅費規程について

条例で規定されている額の旅費では、湖沼会議参加の事業目的達成が困難であるため、事前に、航空運賃、宿泊料、食卓料、旅券交付手数料、旅行雑費、日当について人事課と協議しており、適正な手続きに基づいて支給されている。

イ 宿泊代について

宿泊代については、観光シーズンのため通常より高い宿泊代となっており、また、治安・衛生状況を考え、安全が十分に確保できるクラス（四つ星以上）のホテルの選定となっており、宿泊代金は妥当と考えている。

また、会議開催地のジャイプルでの宿泊の3日間の利用であり、開催地では様々な来客が予想され、応接室を兼ねたスイートルームの利用は妥当と考えている。

ウ 昼食代について

昼食代については、衛生状態が悪い国であり、安全性に配慮した結果の金額であり、妥当と考えている。

また、昼食代、夕食代については、市民参加がそれぞれ4食分、その他の人は5食分となっているが、市民参加はそれぞれ1回ずつ独自に食事をとる機会を設けただけであり、自由時間内の動きであり、整合性はとれている。

エ 日当について

観光にあてたとする10月27日と11月1日の2日間については、移動時間等を有効に活用して、インドの歴史・経済・文化等を理解するために行ったものであり、観光目的ではない。

(4) 第12回世界湖沼会議県民参加支援事業補助金について

補助金については、補助要項に定められた実績報告書の様式に基づき、必要な事項が記載されており、適正な

実績報告書である。

3 請求人の主張に対する議会事務局の意見

(1) 委託契約について

ア 車両借り上げについて

県民参加団や霞ヶ浦環境科学センター研究員は、研究発表があるが、研究発表の時間が流動的であり、研究発表をしない県議、市長などは県民参加団等と同一行動を取ることが困難であり、臨機応変な行動を取るため、別車両（バス）を用意する必要があったものである。

イ 現地視察費の計上について

議会事務局分の視察費用は、1人当たり24,600円となっており、環境対策課分より6,800円多くなっているが、環境対策課分では別記されている渡航諸経費6,800円が、議会事務局分では視察費用に含まれているためであり、金額は整合しており、個別に観光している事実はない。

(2) 旅費について

ア 旅費規程について

事前に、航空運賃、宿泊料、食卓料、旅券交付手数料、旅行雑費、日当について、環境対策課の人事課協議に準じ支給する旨の内部決裁を受けており、適正な手続きに基づいて支給している。

イ 宿泊代について

議長のスイートルームの宿泊については、会議開催地のジャイプルでの宿泊の3日間の利用であり、開催地では知事と同様な来客が予想され、応接室を兼ねたスイートルームの利用は妥当と考えている。その他の宿泊代については、環境対策課の判断に基づいた同額を支払っている。

ウ 昼食代について

環境対策課の判断に基づいた同額を支払っている。

4 JTBへの関係人調査によって確認した事実とJTBの意見

世界湖沼会議の旅行業務及び県民参加団運営等業務を受託したJTBに対し参考人調査を実施し、受託業務の内容を聴取した結果は、次のとおりである。

(1) 確認した事実

ア JTBは、世界湖沼会議に参加した26名について世界湖沼会議県民参加団を1つのツアーとして収支計算書を作成していた。

項 目	JTB収入金額	県 費
環境対策課の受託経費	4,215,800円	4,215,800円
議会事務局の受託経費	420,200円	420,200円
知事等の旅行代金（8人）	3,925,326円	3,925,326円
県議会議長等の旅行代金（2人）	1,777,940円	1,777,940円
県民参加の旅行代金（10人）	4,948,050円	1,700,000円
市町村参加者にかかる代金（6人）	4,348,900円	-
計	19,636,216円	12,039,266円

イ JTBは、インド国内のホテル、車両借り上げ、通訳ガイド、食事、現地視察などの手配については、現地代理店（以下「代理店」という）にホテルのクラス、通訳ガイドのレベル等の条件を提示し、それらの提示条件を満たすことを請け負わせる契約をしていた。

(2) JTBの意見

ア 今回の旅行の形態は、旅行業法の規定では海外受注型企画旅行といい、特定の旅行者からの依頼により旅行者が旅行計画を作成し、その計画により実施する旅行であり、相手に対して条件・内容・金額を提示するものである。通常20%前後の粗利となるが、今回はほとんど儲かっている。請負契約であり、県から求められた条件、日程を円滑に運営できたことで、契約の内容を履行できたと考える。通訳費用など現地経費については、現地代理店等の契約が請負契約であるので個々の費用の内訳は入手できない。

なお、JTBの支払状況については、営業上の秘密に属するものであり、一部の閲覧のみとされたい。

イ 委託契約について

(ア) 成田空港での結団式については、参加者の受付、搭乗手続き、会場への誘導、留意事項説明、知事・市長等のVIPルームの手配などの業務を含め、一式として251,000円で受託したものであり、適切に執行されている。請求人に渡された資料は、変更前の見積りの資料である。

(イ) 通訳は、湖沼会議の専門用語を理解できる人、インドなまりのない英語を話す人という設定だとAグレード以上となる。この場合、通訳前後の日を拘束するための拘束補償費、日当、宿泊費、デリーからの交通費を含んでいる。

(ウ) 委託事業の実績報告書については、契約金額を超えた実績であったが、契約金額を超えない範囲で支払うとの契約となっているため、見積額と同額で報告したものである。

ウ 旅費について

ホテルは、安全面・衛生面を考慮し、デラックスで手配している。ホテルの選定については、JTBが単独で選定するものではなく、JTBが提示した条件に見合うホテルを現地代理店から提示されたものである。

第4 判断

監査及び関係人調査の結果を踏まえ、次のように判断する。

1 世界湖沼会議参加事業に係る支出の妥当性について

(1) 旅行日程について

ア 旅行日程の短縮について

出発日について、環境対策課は、経済性、利便性を考慮して直行便利用とし、10月28日からの湖沼会議に合わせるためには、27日に直行便がないことから、26日出発としたと主張している。

この環境対策課の主張は、今回の旅行には50歳代以上の参加者が多数を占め、参加者の健康を第一に配慮する必要があること等を考慮した判断でもあり、妥当なものと認められる。

また、帰国日について、環境対策課は、10月31日15時に日本大使館訪問を予定しており、19時50分発の直行便に搭乗するため18時にデリー空港に到着することは困難と判断し、11月1日に帰国することを決めたと主張している。

渋滞の激しいデリー市内の道路事情を考えれば、環境対策課の判断には合理性があり、妥当なものと認められる。

なお、日本大使館ではインド国内の環境問題の現況や情報産業などの経済情勢、日本企業の立地状況などの説明を受けた。

イ 現地視察について

10月27日のタージマハール等視察と11月1日のデリー市内の国立博物館等視察は、日程上生じた移動時間を有効活用し、世界文化遺産の維持管理状況やインドの経済・文化の現在の状況把握を目的として行ったもので、問題ないと認められる。

(2) 委託契約について

ア 結団式について

環境対策課は結団式の会場として、当初 A 2 (68㎡) ・ A 3 (94㎡) の 2 室を予約していたが、10月19日に金額は当初のまま内容を変更し、追加の発注と A 2 のキャンセル、時間短縮を J T B に指示したもので、契約時にはこの内容になっていたもので問題ないと環境対策課は主張している。

この主張については、成田空港と日本航空インターナショナル東京支店水戸営業所から事実関係を聴取し、事実であることを確認したことから、結団式の内容は、契約時に変更されていたものと認められる。

したがって、結団式は、委託した内容どおり履行されたものであり、妥当と認められる。また、J T B 職員の交通費及び企画費はツアー費に含まれるものであり、それを J T B の負担とする根拠はない。

なお、環境対策課は、請求人に対して変更前の資料で誤った説明をし、請求人に誤解を与えた。その後訂正通知もしておらず、環境対策課の情報開示の事務処理は遺憾である。

イ 車両借り上げについて

車両借り上げの状況については第 3 の 1 (2)オの表 (29ページ) のとおりである。

乗用車は環境対策課の職員が会議参加準備、連絡調整等で使用しており、妥当なものである。また、専用バス以外のバス借り上げは、参加者全員が同一行動をとることが困難であることから、必要だったと認められる。

ウ 通訳費用及び追加通訳費用について

湖沼会議は、専門用語が多く使われることや、政府要人との会談が想定されることなどから、環境対策課が、特に経験豊富で優秀な通訳をつけることを J T B に要請したことは適正と認められる。

大手通訳専門会社の料金表等を参考にその通訳費用を試算すると下記のとおりであり、通訳費用は妥当であると認められる。

[試算]

通訳料	120,000円 × 2 日	240,000円 (サイマルインターナショナル資料)
拘束補償	120,000円 × 50% × 2 日	120,000円 (サイマルインターナショナル資料)
消費税	(12.5%)	45,000円
宿泊代	34,500 × 2 日	69,000円 (旅行者と同一ホテル)
交通費	(車で往復600キロ)	7,560円 (10km/ℓ, 126円/2006年)
計		481,560円 (1 日当たり240,780円)

なお、通訳となったアショカ・チャウラ氏 (1958年生) は、今までに天皇陛下、森首相、小泉首相、安倍首相、石原都知事などの通訳をしたトップレベルの通訳である。

また、追加の通訳については、急遽、研究発表者のための通訳として必要となったことから、通訳としても有能な大型バスのガイドに通訳業務を依頼したものである。応急の対応措置としてやむを得ないものと認められる。

エ ガイド費用及び追加ガイド費用について

環境対策課職員は、会議主催者との事前打ち合わせや会議の進行状況の確認などを行わなければならない、環境対策課がガイドに通訳としての能力を求め、デリーにおいて調達すると判断したことは適正であると認められる。

大手通訳専門会社の料金表等を参考にそのガイド費用を試算すると下記のとおりであり、ガイド費用は、妥当であると認められる。

[試算]

ガイド料	80,000円 × 3 日	240,000円 (クラス B の通訳料を適用)
------	---------------	--------------------------

拘束補償	80,000円 × 50% × 2 日	80,000円 (サイマルインターナショナル資料)
消費税	(12.5%)	40,000円
宿泊代	10,000 × 3 日	30,000円 (旅行者より低グレードのホテル)
交通費 (車で往復600キロ)		7,560円 (10km/ℓ, 126円/2006年)
計		397,560円 (1 日当たり132,520円)

また、ガイドは環境対策課職員と共に行動しており、時間延長を行った日は朝7時から午後3時までの予定であったが、午後3時までには計画した業務を終了できなかったため環境対策課職員の要請のもとに時間延長したものであり、時間延長分の費用支払いは当然のことである。

オ 添乗員について

添乗員はジャイプルに滞在している期間中、知事・市町村関係者に1名、市民参加団に1名、議長・県議団に1名が配置され、それぞれ添乗業務を行っている。湖沼会議への関わり方が異なり、参加者が別れて行動することが多いため添乗員を3名としたものであり、必要な人数であると認められる。

カ 会議室借り上げについて

会議室は「いばらき霞ヶ浦賞」の賞金(現金)受け渡しや研究発表者の打合せ等に使用するため借り上げたものであった。しかし、大統領が湖沼会議に急遽出席することになり、国際会議場の警備が非常に厳重となったことから、環境対策課は賞金の受け渡しをホテルの会議室で行うよりも警備が厳重な国際会議場で授与するほうがより安全と判断し、主催者である(財)国際湖沼環境委員会の国際会議場内事務室を借用して29日に行った。

これにより、結果として、会議室がほとんど使用されなかったことは事実であるが、環境対策課が賞金受け渡しの会場などに使用するために、事前にホテル内に会議室を確保しておくことは当然のことである。

したがって、使用しなかったことを虚偽と判断するのは適切ではなく、会議室の借り上げは妥当と認められる。

キ 携帯電話借り上げについて

携帯電話は、現地事情に不慣れなインドにおいて参加者間で迅速かつ確実に意思疎通を図ることや、県庁との連絡のために借り上げたものであり、使用頻度は相当高いものであると考えられ、環境対策課主張(平均40分/日)は過大であるとは認められない。

したがって妥当な借り上げであると認められる。

ク 議会事務局の視察費用について

議会事務局は、委託費に視察費用として24,600円/人を計上しているが、環境対策課は、その視察費用を渡航諸経費(6,800円/人)と視察等費用(17,800円/人)に分けて計上している。合計金額が同額であり、適正である。

ケ 旅のしおり代について

旅のしおりは、当然旅行者のツアーに必要なものであり、その費用を旅行会社の負担とすべき特別な理由は認められない。

コ ファックスについて

ファックスは、湖沼会議の記者発表等の調整を迅速確実に行うために必要であることはもとより、知事が長期間県を離れることになれば、県行政の緊急・重要な業務について、資料での連絡・調整も当然必要であるから設置したものであり適正と認められる。

なお、借料については、特別注文による短期間設置であり、必要性を考慮すれば、この借料でもやむを得ないと判断する。

サ 会議登録について

会議登録料は、8月末までは400ドル、9月以後は450ドルとなるので早く登録した方が少ない費用で済むメリットがあるが、払い込み後のキャンセルや氏名変更は返金が一切なされないというデメリットもある。

参加者の最終決定が、9月25日であったことから、8末日までに参加申し込みすることは困難であったと認められる。また、追加の会議登録料については、大統領出席に伴い、急遽、通訳や添乗員についても登録が必要になったことから登録したものであり、妥当であると認められる。その会議登録4人分の内訳は、添乗員が2人、通訳は知事専属の通訳と急遽追加委託した通訳各1人で合計4人であり、虚偽文書作成ではなく、何ら問題はない。

シ 環境対策に係る委託事業の実績報告書について

契約金額は、契約書第3条第1項により、「県は、JTBに対して、4,215,800円を超えない範囲で支払うものとする」と規定されており、契約金額を超える実績報告を行っても、支払われる額は契約額と同額であると判断して、見積額と同額で実績報告したとの旅行業者の主張は合理的なものと認められる。

また、JTBの請求は水増し請求であり、不当利益を得ていると請求人は主張しているが、JTBからの聴取の中で、今回の旅行の収支資料を閲覧したところ、粗利益率は10%を大きく下回っており、不当な利益を上げていないことを確認した。

なお、(社)日本旅行業協会の直近の公開資料による総合旅行業者9社の粗利益率は13.2% (2005年)であり、JTBが今回の旅行業務受託で不当な利益を上げている事実はなく、実績報告は適正になされたと判断される。

(3) 旅費について

ア 旅費規程について

旅費については、環境対策課及び議会事務局は職員の旅費に関する条例等に規定されている額の旅費では、湖沼会議参加の事業目的達成が困難であるため、職員の旅費に関する条例等の規定に基づき、知事がジャイブル(3泊)でスイートルームを使用する理由、知事以外の職員の宿泊代が旅費規程より高くなる理由、シングル利用の理由、政策監の運賃が他の参加者と異なる理由を付して、事前に航空運賃、宿泊料、食卓料、旅券交付手数料、旅行雑費、日当について人事課と協議しており、適正な手続きに基づいて必要な額が支給されていると認められる。

イ 宿泊代について

インドの治安や参加者の健康管理等への対応を考慮すれば、外資系のAクラスのホテルへの宿泊はやむを得ないと認められる。また、宿泊料については、観光シーズンであるうえ、湖沼会議がかさなり、室料が上昇しているものの、インターネットで調べた結果、他の同クラスのホテルと比較して特に高いとはいえず、妥当であると認められる。

知事、議長については、会議に出席し、「いばらき霞ヶ浦賞」の授与を行っており、当然、知事、議長への受賞者の表敬訪問や地元ラジャスタン州の要人などの賓客の来訪が予想される。したがって、知事、議長のスイートルーム使用は妥当なものと認められる。

なお、請求人は、宿泊代がJTBより安い旅行業者と契約すべきと主張するが、環境対策課等は旅行業者3社のうちから、飛行機代、宿泊代など経費全体額の最低額を提示したJTBと契約したものであり、適切である。この場合、宿泊代のみを個別に比較することは妥当ではない。

ウ 昼食代等について

参加団員が湖沼会議参加の目的を達成するためには、体調管理が重要であり、衛生環境がよくないインドにおいては、食事に細心の注意を払う必要がある。このためには、調理施設が衛生的に管理されている宿泊したホテル等に特に安全性に配慮した昼食を調理させたことは適切である。したがって、その昼食代3,500円は妥

当と認められる。

また、食事の回数については、市民参加者はそれぞれ1回ずつ独自に食事をとる機会を設けたものであり、他の参加者とは異なった市民参加者の自由時間内のものであり、整合性はとれていると認められる。

エ 日当について

前記の1 旅行日程⁽²⁾現地視察について判断したとおり、現地視察は問題ないと認められるので適切な支給と認められる。

(4) 補助金について

県議会議員3人の実績報告書を確認したところ、必要事項は記入されており、実績報告書として適切であると認められる。

2 政務調査費について

政務調査費については、請求人は、過大な飛行機代や宿泊費は返還の対象とされるべきであるから、監査の対象とすべきと主張している。

旅費（飛行機代、宿泊費を含む）については、上記「1 世界湖沼会議参加事業に係る支出の妥当性について」に関して監査した結果、過大、不当な県費の支出はないと認められる。

今回の世界湖沼会議は、全体として適正に行われており、議員の所属する会派が、議員の自己負担分について政務調査費を充てたとしても、何ら問題はないと考えられる。

政務調査費は、「茨城県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、議会の会派に対し議員の調査研究のための経費として所属議員1人当たり月額30万円の積算額で交付されるものである。

したがって、政務調査費の監査の対象とされるのは、議員個人ではなく、会派であり、会派の支出内容が具体的に不当・違法な支出であるとする十分な疑義がなければ、監査できないことは明白である。

以上により、請求人の請求する政務調査費の監査を行う理由がない。

3 結論

これらのことから、第12回世界湖沼会議に関する旅行日程、委託契約の内容、旅費の支給、補助金の交付、委託金額の支払いについては、いずれも適正に処理されており、県に損害がなく請求人の請求には理由がない。

また、政務調査費に関する請求については、会派の支出を監査すべき理由がないと判断する。

したがって、本件請求は棄却する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)